

令和3年12月16日

スケートボード類での事故 — 転倒することを前提に安全保護具の着用と場所選びを —

スケートボードは東京2020オリンピックで初めて正式種目に採用され、改めて注目を集めています。また、スケートボードに似た2輪の遊具は、近年小学生を中心に遊ばれています。これらを子どもに買い与えたり、習い事として始めさせたいと考えている保護者も多いのではないのでしょうか。

一方で、スケートボード類¹が関係する事故の情報が、医療機関から11年間で230件寄せられており²、半数近い105件で骨折、92件で頭や顔に何らかのけがを負っていました。約4分の3に当たる173件が小学生の年代（6～12歳）で発生しています。

スケートボード類は、車輪が付いた板の上に立つため、もともと不安定であり、遊んでいて転ぶことは避けられません。その際に、手をついて腕を骨折したり、頭に衝撃が加わって脳に損傷が生じるなど、重大なけがが発生することがあります。

スケートボード類に限らず、遊びやスポーツには一定のけがを負うリスクがありますが、スケートボード類でどのようなけがが発生するか十分に知った上で、けがを最小限にする事前の準備が大切です。

- (1) 遊ぶ前にはスケートボード類を点検・整備し、ヘルメットとプロテクターを着用して準備体操をしてから遊びましょう
- (2) 禁止された場所や車・人通りの多い道路では滑走しないでください。路面の凹凸や傾斜、濡れ、障害物がない、平らで広い場所を選びましょう
- (3) 保護者は、子どもと一緒に乗り方のルールなどを理解し、乗る際の装備・場所・時間等を子どもと決めましょう。特に幼い子どもが遊ぶ際はそばで見守りましょう



もしもの時には、

重篤な症状の場合は、ためらわずに救急車を呼びましょう。

軽症に見える場合でも、脳震盪^{のうしんとう}³が疑われるときは、遊ぶことを直ちに止めて、ひとりで過ごすことは避けてください。

症状が強い、いつもと違う、長引くなど、何かおかしいと思ったら、専門医のいる医療機関を受診してください。

¹ 本資料では、スケートボードとスケートボードに似た2輪の遊具をまとめてスケートボード類としています。なお、電動タイプのスケートボードは含みません。

² 消費者庁と独立行政法人国民生活センターは、医療機関から事故情報を収集し、再発防止に生かすことを目的とした「医療機関ネットワーク事業」を共同で実施（平成22年12月運用開始）。参画する医療機関は、令和3年11月末時点で30機関。件数は令和3年11月末までの伝送分を、本件のために消費者庁が特別に精査したもの。

³ 次項の脚注4を参照ください。

1. スケートボード類について

スケートボードは、デッキと呼ばれる硬い木材の合板等に4つの車輪（ウィール）が金属製の部品を介してビスなどで取り付けられた乗用遊具です。スケートボードは完成品として販売されているほか、自分で部品を選んで組み合わせることも一般に行われており、どちらの場合も乗る前には、ネジの締め具合等を点検したり、不具合のある部品を交換する等の整備が必要です。



スケートボードに似た2輪の遊具（以下「2輪タイプ」という。）は、棒状の部材で連結された前後の板にそれぞれキャスターが付いており、左右の足で板を交互に傾ける動作で前に進む乗用遊具です。2輪のため自立せず、より不安定です。点検・整備はスケートボードと同様に必要で、特に後輪は地面に擦り付けられることから、車輪が擦り減りやすい傾向があります。

2. スケートボード類の事故の傾向

平成22年12月から令和3年11月末までの11年間に、スケートボード類が関係する事故の情報が医療機関から230件（うち2輪タイプと分かる事例は64件）寄せられています。小学生の年代（6～12歳）が173件で約4分の3を占めており、2輪タイプの割合も他の年代よりも高くなっています。

（1）骨折では腕の関節周辺の損傷が多い

230件の事故のうち、身体のいずれかの部位を骨折した事例は105件（46%）ありました。頭部の骨折が8件、顔面の骨折が1件あったほか、腕や手を骨折した事例が89件、脚や足の骨折が7件ありました。

最も多い腕・手の89件の骨折部位の詳細を見ると、肘や手首の関節周辺だと確認できた事故が多くあり、肘31件（35%）、手首23件（26%）でした。

（2）軽症に潜む危険、脳震盪⁴

頭部、顔面、首のいずれかの部位に、何らかのけがを負った事例が92件あり、そのうち脳震盪を含めた頭蓋内損傷の事例が15件ありました。また、頭部や顔面を打った後に、意識障害や嘔吐、健忘、頭痛などの症状の記載がある事例は31件確認されました。

⁴ 脳震盪：主に首から上への衝撃によって、脳の働きが障害されること。CTなどの画像審査では、明らかな異常が認められません。代表的な症状は「混乱」や「健忘」（受傷前後の記憶がはっきりしない）ですが、他にも様々。意識を失うかどうかは決め手にならないとされています。一般社団法人 日本臨床スポーツ医学会 学術委員会 脳神経外科部会 「頭部外傷 10 か条の提言（第2版）」P5 参照。
<https://concussionjapan.jimdofree.com/>

脳震盪は、軽い「急性硬膜下血腫」などの脳損傷が稀に紛れていたり、繰り返すと後遺症が出る可能性があることから注意が必要です。

軽症に見える場合でも、脳震盪が疑われるときは、遊ぶことを直ちに止めて、一人で過ごすことは避けてください⁵。

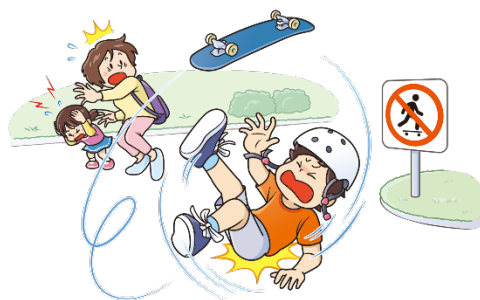
（３）ちょっとした注意で防げる事故も

事故が発生した際の直前の行動とけがのきっかけを見てみると、ジャンプなどの技をしていなくても、単に滑るといった一般的な乗り方をしている、後ろに転倒するなどした事例が176件と最も多く、ヘルメットやプロテクターなどを正しく着用することでけがを軽減することができる事故が多数あることが分かります。

また、寄せられた事故の中には、

- ・保護者が子どもを抱っこしたままスケートボードで滑って、転んだ拍子に投げ出してしまった。
- ・年上の子のスケートボードで腹ばいで滑って、転倒して顔を切った。

などの事例もありました。



これらの事故は「スケートボードは転ぶもの」と念頭に置いて行動していれば、防げた可能性があります。

法律で禁止行為とされている車や人通りの多い道路で滑らないことはもちろんですが、滑りやすい雨の日に遊ぶ、2人乗りをする、自転車などでけん引するなど危険な乗り方はしてはいけないことを保護者などの周りの大人は理解し、子どもにルールを守るように言い聞かせましょう。

また、年下の子が持ち出せないように手の届かないところに片付けておくなど若い子どもだけで遊ぶことのないよう注意を払うようにしましょう。

（参考）データと事例で見る事故情報、事故防止のためのアドバイス等

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_056/assets/consumer_safety_cms205_211216_02.pdf

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>

⁵ 一般社団法人 日本臨床スポーツ医学会 学術委員会 脳神経外科部会 「頭部外傷 10 か条の提言（第2版）」P15、16、28等参照